



長野県告示第187号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第1中「効率的集団間伐推進事業」を「高性能林業機械等導入事業」に改める。

第2の表の1 間伐等森林整備促進対策事業の項を次のように改める。

1 間伐等森林整備促進対策事業	(1) 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）、林業公社、施設受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立し、かつ、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表している事業者をいう。以下同じ。）又は流域森林・林業活性化センターが間伐等森林整備促進対策事業計画に基づいて行う林業機械作業システム整備（森林整備型）事業に要する経費 (2) 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は林業事業体が間伐等森林整備促進対策事業計画に基づいて行う林業機械作業システム整備（素材生産型）事業であって次に掲げる事業に要する経費 ア 高性能林業機械等の整備 イ 効率化施設整備 ウ 活動拠点施設整備 エ 林業構造確立施設整備附帯事業 (3) (1)又は(2)の事業実施のための市町村附帯事務費	定額（100分の45以内） 定額（2分の1、3分の1 又は10分の4以内。ただし、エに掲げる事業にあっては、2分の1以内） 事務費の2分の1以内
-----------------	---	---

第2の表の2 高性能林業機械等導入事業の項中 「定額」 を 「定額（2分の1以内）」 に改め、同表に次のように

加える。

3 危険防止設備整備支援事業	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する車両系木材伐出機械の危険防止設備の整備について、当該機械を保有するものが当該整備に要する経費	定額（2分の1以内）
----------------	--	------------

第3第1項第2号中「第2の表の1及び2」を「第2の表」に改める。

第12中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第12の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱第2の表の1 間伐等森林整備促進対策事業の項の規定は、平成25年度の補助金から適用し、同表の2 高性能林業機械等導入事業の項及び3 危険防止設備整備支援事業の項の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

信州の木活用課

長野県告示第188号

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第175号）の一部を次のように改正します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3第1項の表中「1,000分の126」を「1,000分の140」に、「1,000分の90」を「1,000分の131」に、「1,000分の72」を「1,000分の119」に、「1,000分の54」を「1,000分の103」に、「1,000分の36」を「1,000

分の79」に、「以上の」を「を超える」に、「1,000分の18」を「1,000分の41」に改める。

第7を次のように改める。

（書類の提出部数及び経由）

第7 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地域振興局の長を経由するものとする。

附 則

（施行期日等）

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7の改正規定

は、平成29年4月1日から施行する。

信州の木活用課

- 2 この告示による改正後の長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱第3第1項の表の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

長野県告示第189号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長野県告示第542号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第2条第2項を次のように改める。

- 2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、当該左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内 (3年以内)
(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号のロの措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号のイの措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
(6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)

第2条に次の2項を加える。

- 3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令（平成23年政令第132号）の規定に基づき、東日本大震災の後平成30年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の(7)及び(8)に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表の右欄に定める償還期間及び据置期間（同表の(9)に掲げる場合にあっては、据置期間に限る。）を3年延長して適用するものとする。

- 4 支払の方法は、償還期間を1年以内とした貸付金にあっては一時払の方法、その他のものにあっては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、据置期間を設けた貸付金の償還は、原則として、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により行うものとする。

第15条中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。

信州の木活用課

長野県議会告示第1号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成29年3月31日

長野県議会議長 垣内基良

第4条中「配当所得」を「配当所得等」に、「の株式等」を「の一般株式等」に、「及び」を「、同法第37条の11第1項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び」に改める。

「 様式第2号中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

 を

「

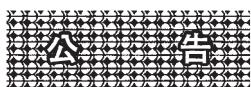
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		

 に、「の配当所得」を「の利子・配当所得」に改める。」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

総務課

**公告**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により同条第2項第7号及び第8号に掲げる事項を長野県地域医療構想として定めましたので、同条第15項の規定により、その概要を次のとおり公告します。

なお、長野県地域医療構想は、長野県健康福祉部医療推進課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県地域医療構想の概要

はじめに

- 1 地域医療構想策定の背景
- 2 地域医療構想策定の意義
- 3 病床数の必要量の推計値に関する留意点

第1節 地域医療構想の基本的事項

- 1 地域医療構想の位置付け
- 2 地域医療構想に記載する内容

第2節 長野県の概況

- 1 長野県の人口推移と医療需要推移の見込み
- 2 医療提供体制等の現状
- 3 二次医療圏間の入院患者の流入出の状況（平成25年度）
- 4 医療費と介護費の全国比較（65歳以上）
- 5 在宅医療提供体制の状況
- 6 高齢者向け施設の整備状況

第3節 平成37年度における医療需要と病床数の必要量等の推計

- 1 病床数の必要量の推計値が持つ意義
- 2 構想区域の設定
- 3 構想区域における将来の医療需要と病床数の必要量の推計

第4節 構想区域ごとの概況

佐久構想区域

上小構想区域

諏訪構想区域

上伊那構想区域

飯伊構想区域

木曽構想区域

松本構想区域

大北構想区域

長野構想区域

北信構想区域

第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策

- 1 施策の基本方針
- 2 現状・課題と施策の方向性

第6節 地域医療構想の推進・見直し

- 1 推進体制
- 2 関係機関などに期待される役割
- 3 地域医療構想の見直し

医療推進課